

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 経済的史観論の価値 ( 五 )   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 野村, 兼太郎   |
| Publisher        | 慶應義塾理財学会  |
| Publication year | 1919  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.10 (1919. 10) ,p.1367(117)- 1371(121)  |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 雑録  |
| Genre            | Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0117</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は貿易金融改善の手段として銀行引受手形制度を提唱し、同時に金融手形の引受をも懲慚し特に其の再割引規定迄も設け、割引利率は從來の國債擔保の割引手形と同様となし以て工業金融の疏通を圖らんとせり。併し乍ら從來普通銀行

が工業資金貸出を爲さざりしは其の主因資金の缺乏せるにあらずして、工業家及び其の經營せる工業者の状態の明かならざりに在り。故に手形引受制度を設くるも其の根本たる投資目的物の調査が完全に行はるゝことゝなるにあざれば手形の引受は行はれず、従つて如何に日本銀行に於て再割引を爲すも工業金融の疏通を期する能はざるなり。故に金融手形の引受に依る工業資金の調達も結局大工業會社に限られ、從來問題の中心を爲せし中等工業の金融は遂に解決を見る能はざることゝなるなきや。殊に日本銀行の再割引する金融手形は其の手形關係人の

資産、信用及其の資金の用途等種々の點に亘りて嚴密なる調査を経ざるべからざるを以て此方法に於て工業資金を得るは容易の事にあらざるべし。

F、結 論

要するに日本銀行が今回提唱したる銀行引受手形制度の眼目とする所は、外貿易金融の疏通を圖り、内は工業金融を圓滑にし以て國內産業の維持發展に努め、對外貿易を維持伸張して戰後國力の發展を期せんとするに在るや明かに、銀行業者も商工業者も相俱に其の意の存する所を體し、引受手形の普及に努め以て邦家の發展に資せざるべからざるは勿論なるが、同時に之が提唱者に於ても更に活眼を開き、單に一に特殊銀行の爲替資金調達と云ふが如き點より離れて、我が國海外銀行の發展を圖り國際金融上に於ける我國の地位を高むるに努めざるべからず

又工業金融に對しては工業調査機關の發達を促進するの途を講じ、内國商業信用手形の引受に就ても之が實行に相當の注意を拂はざるべからず。遮莫日本銀行が今回引受手形を提唱し爾來之が獎勵に努力しつゝあるは余輩銀行業者として感謝の至に堪へず。銀行業者及商工業者の協力に依りて漸次發達せんことを希望して止まざるなり。

經濟的史觀論の價值 (五)

野村兼太郎

七

以上述べたるが如く、歴史的法則が一の文化價值を目的として、しかあらんとする行程に於ける當爲の法則なりとするは、人間社會に於け

る合法性則(Gesetzmaßigkeit)が一に最高目的—文化(Kultur)に歸一せらるゝことに依つてのみ解決せらるゝが故なり。シュタムラーも云へるが如く、あらゆる社會的科學の研究は一に普遍的合法性則性を假定し、認識の普遍的妥當性に基いてのみ、其の價值を有するものにして、此の假定なくしては、其の研究の存在權の證明をすらなし能はざるなり。即ち人類社會に於て先天的なる文化目的を假定することに依つて、始めてこゝに社會的合法性則性を是認し得、社會的合法性則性を是認することに依つて、こゝに一の文化的方法則—歴史的法則を承認し得べし。

經濟的史觀論はすでに前述せるが如く、人類の社會生活に於ける觀念的要素を排斥して、唯一に經濟を以つて社會生活の中心なりと力説するものなり。即ち社會生活を一元的に觀念して、其の根本に存する社會的合法性則性を、物質的の

もの、並びに其の過程の内に求めんとするものなり。斯如きは明かにマルクスがヘーゲル——殊に其の過激的即ち所謂左黨的影響を受けたるものにして、其の盡くをば是認することを得ざるものなり。

今極めて簡単にヘーゲルの歴史哲學を一瞥せんに、ヘーゲル哲學の意義を總括して是を云へば新歴史的意義の哲學的表出なりとなすことを得べし。ヘーゲルの歴史的研究法は吾人の理性に訴へて合理的なりと思惟せしむる特種の標準に依りて判断せんとするにあらずして、一の事實は常に其の環象、状態と其の盡すべき役目とに依りて判断せらるべきものなり。換言すれば理性は外的標準たらずして、經驗の現象其の物に體現せられて存在するのみ。吾人は事物を判断すへき吾人自身の標準を立つべきにあらず。吾人は唯經驗の開展するを注視して、若し吾人

にして能ふべくんば、此の開展内に含まるゝ法則を發見すべきのみ<sup>(9)</sup>。故に若し吾人が自己の自由意思を以つて、自己の自由のために努力するが如く思惟するものあらば、それは單に「理性の狡智」(List der Vernunft)に翻弄されたる爲めに過ぎず。吾人は何等の自由意思の力を有するものにあらず。事物は一に正反合の辯證的發展の流に従ひて轉々するのみと。

マルクスはヘーゲルの此の思想の影響を受け、社會生活の根本的決定を利益心なりと思考し、經濟的利益のみを重要視し、一に是に依つて複雑多様な人生の事實を一元的に解釋せんとせり。其の社會生活の根本的決定を利益心となしたることは不當にあらざるも、すでにテューガン・バラノヴスキーも指摘せるが如く、「經濟のみが自己保存の本能 (Selbsterhaltungstrieb) に役立つ」と思惟するは粗野なる誤謬 (einfacher Irrtum) なり。然乍らこゝに殊に重大なる誤謬は單に社會的現象を自然科学的因果律に依つてのみ解釋せんとして、毫も人類文化の合目的性に留意せざりしことなりとす。こはヘーゲル哲學の影響の必然的結果なりと雖も、すでにヘーゲル哲學はウインデルバンド等に依つて反駁されたり。然れども今は是に就て深く論及せざるべし。

更にマルクスの唯物史觀論が反對的發展の觀念——即ち相反對する二現象が互に相衝突すること依つて、社會が發達進歩するてふ思想を含有するがために、往々にして經濟的史觀論が所謂法則性を有すと思考するゝが如し。然しながら斯如き觀念は常に妥當性を有するものにあらず。二個の現象の相衝突する時、必ずしも文化の發展を惹起するものにあらず。更に又社會的現象は常に二個の現象の相衝突するに止

るものにもあらず。時に多數現象の錯綜するを見る。而も又社會現象に於て嚴密なる意味の自然科学的法則性を認むるを得ざること勿論なるに、そこに自然科学的法則ありと思惟するは非なり。斯如きは社會生活の合法則性を捕へたるものなりと云ふことを得ず。セリグマンの如きも明白に是を理解せずして相混淆せるが如し。マルクス並びに其の後繼者が Utopia を反斥して、最高目的に對しては何が必要 (Notwendig) なるかを見んために、經濟的現象の發展過程及び傾向を論究せんとするなりとせば、此の點に於ては何等反對すべき點を發見することを得ざるべし。然れど唯これを以つて直ちに人生最終の目的なりと思惟することは是認し能はざるなり。何となれば經濟的發展は文化の目的全部にあらず。且亦眞の文化目的に對しては、寧ろ其の手段たればなり。

以上は重にマルクスの唯物史觀論の所謂法則性を批評したるに止まる。然らば經濟的史觀論そのものはこゝに云ふ歴史的法則と如何なる關係を有するや。余は經濟的史觀論が正當なる社會の經濟的解釋なりとする限り、一の文化目的に歸一せられ、明かに一の法則性を有せりと思考す。恰もある畫家が一の繪畫を完成せんと欲するに當つて、其の繪畫が美的であり藝術品である限り、第一の筆觸と第二の筆觸、更に第二の筆觸と第三の筆觸、其の他相次ぐ筆觸と筆觸との間に必然性を有するが如く、現在の經濟制度と次の時代の經濟制度との間には、それが正しく文化目的に叶ふ限り、必然性は存在すべし、例へば現今に於けるが如き資本主義的產業制度の下にあつては、到底これ以上の一般人類文化の發展の可能性——少くとも經濟的方面に於て——を認め得ざる時、新しき社會產業制度發生

して、前者を覆へして、新しき文化の發展を見るに至るべし。而して又かゝる見地よりしてのみ社會制度の革命は是認することを得るものと信ず。然るに斯如き現象の生ずるや、其の間に二個の相反對せる階級ありて相衝突し、恰も反對的發達思想を是認するが如しと雖も、それは前述の如く社會事象全體が然るにあらず。すでに第三節に引用したるが如く、エンゲルスさへも階級争闘に制限を附したり。斯如く經濟的史觀論が一の法則性を有するが故に、是を將來の判斷に参加せしめて、未來を推測し得べし。若し何等の合法則性もなしとせば、吾人は過去及び現在の社會制度に經濟的解釋を與へ得るとするも、これを將來に推し及ぼすことを得ざるのみならず、其の經濟的解釋を下すに當つても、何等是非善惡の判斷を下すことを得ず。斯如くんば所謂歴史的的研究の如きは

興味中心以上に出づることなきなり。

以上述べたる所に依つて略々經濟的史觀論と歴史的法則との關係を明かにしたりと信ず。こゝに於て批判的態度を以つて社會的法則性の原則を研究する者は社會的理想主義 (der sozialen Idealismus) に導かるとなせるシヨナムラーの言の至當なるを思ふ。

### 賃銀制度廢止論(一)

加田 忠 臣

本論文は G. D. H. Cole: Self-government in Industry. chap. VI. The Abolition of the Wage-System. pp. 153-194 の抄譯である。

(一)

- (註一) Sammler: "Wirtschaft und Recht." (本稿を草するものに本書を手にはず、遺體より「哲學雜誌」第三百九十一號所載抄譯并びに米田庄太郎氏著「最近社會思想の研究」上巻所載の紹介及び Conrad's Handwörterbuch der Staatswissenschaften 所載の Sammler 執筆 "Materialistische Geschichtsauffassung" 等に依れり。)
- (註二) ローシャース原著、藤井健次郎北吟吉爾氏共譯「西洋哲學史」六七六頁以下
- (註三) Tugen-Burawowsky: op. cit. s. 82.
- (註四) Sammler: "Materialistische Geschichtsauffassung."

(未完)

ナショナル・ギルド (National Guilds) の經濟學を批評するものは支給と賃銀との差異は單に名目のみなりとし賃銀制度の廢止を合理的にして實行し得る目的を認めないのは吾々のよく知る所である。ナショナル・ギルド主義者 (National Guildsmen) はかゝる批評に耐え得る所でない、何となれば賃銀制度の廢止はナショナル・ギルドの經濟的前提であるからである。彼等の謂ふ賃銀とは單に或る種の支拂形態ではなく、資本主義の經濟的前提である一定の支拂形態を意味